

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する
規程

北海道公安委員会規程第 1 号

平成15年 6 月18日

最終改正 令和 6 年 3 月18日公安委員会規程第 3 号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する規程を
次のように定める。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準に関する規
程

(目的)

第 1 条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以
下「法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令
第26号。以下「政令」という。）に基づき、北海道公安委員会が、自動車運転代行業者に対す
る指示及び営業停止命令を行う場合における量定の基準等を定め、もって適正かつ公平な処分
を行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

- (1) 法の指示 法第22条第 1 項若しくは第 2 項又は第25条第 2 項第 1 号の規定による指示をい
う。
- (2) 読替え後の道路交通法の規定による指示 法第19条第 1 項の規定により読み替えて適用さ
れる道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の 2 第 1 項又は第66条の 2 第 1 項の規定に
よる指示をいう。
- (3) 営業停止命令 法第23条第 1 項又は第25条第 2 項第 2 号の規定により、営業の停止を命ず
ることをいう。
- (4) 違反行為 法の指示に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する
行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由とな
った政令第 5 条第 1 項第 1 号ハの表行為の欄に掲げる行為をいう。
- (5) 点数の付与 政令第 5 条第 1 項第 1 号の規定により違反行為について点数を付与すること
をいう。
- (6) 自動車運転代行業者等 自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等（法第 3 条第 8
号に規定する安全運転管理者等をいう。以下同じ。）及び運転代行業務従事者（法第 2 条第
5 項に規定する運転代行業務従事者をいう。以下同じ。）をいう。

(法の指示及び点数の付与を行う基準等)

第3条 自動車運転代行業者に対し、法の指示及び点数の付与を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表1の1の項に掲げる行為が行われた場合には、法の指示及び点数の付与を行うものとする。
- (2) 法の指示又は読替え後の道路交通法の規定による指示を受けた後1年以内に別表1の2の項に掲げる行為が行われた場合は、点数の付与を行うこと。この場合において、読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかの判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し、最高速度違反行為又は過労運転が行われたときにおける自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うものとする。
- (3) 別表1の3の項に掲げる行為が行われた場合において、次のいずれかに該当するときは、法の指示及び点数の付与を行うものとする。

ア 違反の態様が悪質であると認められるとき又は違反の結果が重大と認められるとき。

イ 過去2年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去2年以内をいう。以下同じ。）に、行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けているとき。

- (4) 別表1の4の項に掲げる行為が行われた場合において、次のいずれかに該当するときは、法の指示を行うものとする。ただし、当該駐車違反行為については、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合は、この限りでない。

ア 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

イ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合

- (5) 前号の規定により法の指示を行う場合においては、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

2 前項第3号又は第4号に規定する法の指示を行う基準に該当しない場合であっても、次のいずれかに該当し、かつ、自動車運転代行業務の適正な運営の確保に資すると認められるときは、注意を行うものとする。

- (1) 別表1の3の項に掲げる行為が行われた場合において、過去2年以内に行政処分等を受けていないとき。
- (2) 別表1の4の項に掲げる行為が行われた場合において、過去2年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去1年以内（直近の違反行為が行われた日から起算して過去1年以内をいう。）に駐車違反行為が1回以上行われているとき。ただし、当該駐車違反行為については、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合は、この限りでない。

3 前項の規定による注意は、注意書（別記第1号様式）を交付して行い、当該注意を受けた者から受領書（別記第2号様式）を徴するものとする。

(営業停止命令を行う基準)

第4条 自動車運転代行業者に対する営業停止命令は、政令第5条第1項第2号に定める基準に該当することとなった場合に行うものとする。

2 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、政令第5条第1項第3号の規定により営業停止命令を行うことができる。

(1) 自動車運転代行業者が、法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反した場合

(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間（当該負傷者の数が2人以上である場合は、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の治療に要する期間とする。）が30日以上であるもの又は後遺障害（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2の3の表に規定する後遺障害をいう。）が存するものをいう。以下同じ。）を起こした場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合その他の自動車運転代行業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認める場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認める場合

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認める場合

3 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当したとして、都道府県知事から法第23条第2項の規定による要請があった場合は、第1項の規定にかかわらず、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 自動車運転代行業者が法第22条第2項の規定による指示に違反した場合

(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項、第43条第1項又は第78条の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合その他の自動車運転代行業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められる場合

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められる場

合

- 4 自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が、第2項第1号又は前項第1号若しくは第2号に該当する行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたとき等当該行為を自動車運転代行業者の責に帰すことが相当でないと認められる特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず営業停止命令を行わないことができる。

(営業停止の期間)

第5条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日数を超えない範囲内とする。

- (1) 政令第5条第1項第2号の規定により営業の停止を命ずる場合 別表2の前歴の回数欄及び累積点数欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の備考欄に規定する方法により算出した日数（小数点以下は切り上げるものとする。）
- (2) 政令第5条第1項第3号又は第4号の規定により営業の停止を命ずる場合 別表3の前歴の回数欄及び累積点数欄に掲げる区分に応じ、それぞれ前号に規定する方法により算出した日数

(営業停止命令の加重)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、情状により、政令第5条第1項第2号、第3号又は第4号に定める期間の範囲内において、営業停止命令の期間を加重することができる。

- (1) 違反行為の態様が著しく悪質である場合
- (2) 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反行為の結果が重大である場合

(営業停止命令の軽減)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、情状により、営業停止命令の期間を軽減することができる。

- (1) 自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が違反行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められる場合
- (2) 違反行為を行った後、自ら改善措置を講じている場合

附 則

この規程は、平成15年6月20日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規程第4号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（令和３年公安委員会規程第１号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年公安委員会規程第２号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年公安委員会規程第３号）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

項	行 為	備 考
1	(1) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号の規定に違反する行為	下命容認行為の禁止違反
	(2) 法第10条の規定に違反する行為	名義貸しの禁止違反
2	(1) 法第22条第 1 項若しくは第 2 項又は第25条第 2 項第 1 号の規定による指示に違反する行為	指示違反
	(2) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の 2 第 1 項又は第66条の 2 第 1 項の規定による指示に違反する行為	読替え後の道路交通法の規定による指示違反
3	(1) 法第 5 条第 1 項の規定に違反する行為	申請書等虚偽記載
	(2) 法第 6 条第 1 項の規定に違反する行為	標識掲示等義務違反
	(3) 法第 8 条第 1 項の規定に違反する行為	変更の届出義務違反
	(4) 法第14条第 2 項の規定に違反する行為	運転代行業務の従事制限違反
	(5) 法第16条の規定に違反する行為	代行運転自動車標識の表示義務違反
	(6) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の 3 第 1 項の規定に違反する行為	安全運転管理者の未選任
	(7) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の 3 第 2 項の規定に違反する行為	安全運転管理者の業務不履行
	(8) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の 3 第 4 項の規定に違反する行為	副安全運転管理者の未選任
	(9) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の 3 第 7 項の規定に違反する行為	権限の付与等義務違反
	(10) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の 3 第 9 項の規定に違反する行為	安全運転管理者講習の受講義務違反
	(11) 法第20条第 1 項の規定に違反する行為	帳簿等の備付け義務違反
	(12) 法第21条第 1 項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避する行為	立入検査拒否等
4	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第 1 項第 7 号に掲げる行為	駐停車違反

別表 2（第 5 条関係）

前 歴 の 回 数		累 積 点 数	期 間
な し		4 点 ・ 5 点 ・ 6 点	30 日
		7 点 ・ 8 点 ・ 9 点	60 日
		10 点 ・ 11 点 ・ 12 点	90 日
		13 点以上	120 日
1 回		3 点 ・ 4 点 ・ 5 点	30 日
		6 点 ・ 7 点 ・ 8 点	60 日
		9 点 ・ 10 点 ・ 11 点	90 日
		12 点 ・ 13 点 ・ 14 点	120 日
		15 点以上	150 日
2 回以上		2 点 ・ 3 点 ・ 4 点	30 日
		5 点 ・ 6 点 ・ 7 点	60 日
		8 点 ・ 9 点 ・ 10 点	90 日
		11 点 ・ 12 点 ・ 13 点	120 日
		14 点 ・ 15 点 ・ 16 点	150 日
		17 点以上	180 日
備 考	1 営業停止期間の算出方法は、次のとおりとする。 $T = \frac{t (C + 9)}{10C}$ この式において、T、t 及び C は、それぞれ次の値を表すものである。 T 営業停止の期間 t 期間の欄に定める日数 C 直近の違反行為が行われた時点における随伴用自動車の台数 2 この表において、「前歴の回数」とは政令第 5 条第 1 項第 2 号の表の備考に規定する前歴の回数を、「累積点数」とは政令第 5 条第 1 項第 2 号に規定する累積点数をいう。		

別表 3（第 5 条関係）

前 歴 の 回 数		累 積 点 数	期 間
な し		1 点 ・ 2 点 ・ 3 点	30日
1 回		1 点 ・ 2 点	
2 回以上		1 点	
備 考	この表において、「前歴の回数」とは政令第5条第1項第2号の表の備考に規定する前歴の回数を、「累積点数」とは政令第5条第1項第2号に規定する累積点数をいう。		

第 号	
注 意 書	
住所	
氏名又は名称	
殿	
あなたの経営する自動車運転代行業において、次のような行為が確認された。 このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。 今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置を採ることがあることを申し添える。	
記	
1 違反行為の概要	
2 関係法令の規定	
年 月 日	
公 安 委 員 会 印	
取扱者の氏名及び連絡先	

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第2号様式（第3条関係）

受 領 書

公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名又は名称

受領者の住所

受領者の氏名

私は、自動車運転代行業において、関係法令の規定に違反したことから、 年 月 日
公安委員会から注意書を受領しました。

注 規格は、A列4番縦長とする。